

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人愛知県理学療法士会の定款第26条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員職務執行の対価として報酬等を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤役員に対して会議への参加、研修会その他の事業の運営等における職務執行の対価として会議日当を支給することができる。ただし、出席を伴うものに限る。
- 3 前項に規定する会議日当については、非常勤役員1人につき1日当たり5,000円（手取額）を上限とし、別に定める会議日当に関する規程に準じて支給する。
- 4 1項、2項、3項の規程に関わらず常勤役員及び非常勤専務理事に対しては別に役員報酬規程を定め、報酬を支払う事ができる。この場合の非常勤専務理事とは定期的な日程での事務局での勤務を必須とする。

(謝金)

第4条 役員が講師として講演や実技指導等を委嘱されたときは、別に定める講師料に関する規定に基づき謝金

を支給する。

(費用)

第5条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞な

く支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

この規程は、認定法第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。

改正後の規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は令和4年5月29日社員定時総会において決議し同日より変更し施行する(第3条4項常勤及び非常勤専務理事の報酬について追記する)

会議日当に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人愛知県理学療法士会の会議日当に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(会議日当の支給)

第2条 当法人は、当法人の会員に対して会議日当を支給することができる。

- 2 前項の会議日当とは、出席を伴う会議への参加や研修会その他の事業の運営等の職務の対価として支給する日当をいう。ただし、事業運営準備・会議準備等に関わる資料作成等を行った場合は申請に基づき支給することができる。

(支給額の決定)

第3条 会議日当の額は、別表のとおりとする。ただし、当法人の役員の報酬等及び費用に関する規程の第2条第3号に規定する非常勤役員に対する会議日当については、同規程の第3条第3項に規定する上限額を超えることができない。

(支給時期)

第4条 会議日当は、開催報告完了月末の翌月20日（支払日が金融機関休日の場合は翌営業日）に本人に支払う。ただし、3か月ごとにまとめて本人に支払うことができる。

(支給方法)

第5条 会議日当は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む。但し、本人の申し出により主たる勤務先へ支払うことができる

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日に変更し同日から施行する。

この規程は、別表を一部令和3年4月1日に変更し、同日より施行する

この規程は、別表を一部令和3年7月17日に変更し同日より施行する

この規程は、令和4年4月1日に変更し同日から施行する。

この規程は、別表を一部令和4年4月1日に変更し同日より施行する

別表

区分	支給金額（手取額）
会議日当	1日当たり1,000円
会議日当（4時間以上の場合）	1日当たり4,000円

なお、1日に複数回の会議への参加等がある場合であっても、1回当たりの支給額をす

る。

尚、講師が会議・事業へ参加する場合は講演時間を差し引いた会議日当を合わせて支払うことができる。